

第12次埼玉県交通安全計画の概要

県民生活部防犯・交通安全課

1 計画の根拠

- 交通安全対策基本法第25条により、国の第12次交通安全基本計画に基づき、埼玉県交通安全対策会議（会長：知事）が策定する。

2 計画の趣旨・目標・期間

- ① 計画の趣旨
「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進する。
- ② 計画の目標（令和12年までに）
ア 年間の交通事故死者数を95人以下とする。
イ 年間の交通事故重傷者数を1,425人以下とする。
- ③ 計画の期間
令和8年度から令和12年度まで（5年間）

3 交通安全対策の重点

- ① こども及び高齢者の安全確保
- ② 自転車及び歩行者の安全確保
- ③ 自動車（二輪車を含む）の安全運転推進
- ④ 交通事故が起こりにくい環境づくり

4 計画の概要（主な施策）

第1章 道路交通環境の整備

生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
自転車利用環境の総合的整備 ほか

第2章 交通安全思想の普及徹底

段階的かつ体系的な交通安全教育の徹底
自転車の安全利用の推進 ほか

第3章 安全運転の確保

運転者教育等の充実
自動運転等の安全の確保と支援（新） ほか

第4章 車両の安全性の確保

高齢運転者への車両安全対策の推進
安全な自動運転車の実用化・普及のための環境整備 ほか

第5章 道路交通秩序の維持

交通指導取締りの強化等
交通犯罪捜査及び交通事故事件捜査体制の強化 ほか

第6章 救助・救急活動の充実

救助・救急体制の整備
救急医療体制の整備 ほか

第7章 被害者支援の充実と推進

自転車損害賠償保険の普及促進
自動車事故被害者等に対する援助措置の充実 ほか

第8章 研究開発及び調査研究の充実

高度道路交通システム(ITS)に関する研究開発の推進

第9章 鉄道と踏切道の安全確保

鉄道交通環境の整備 ほか